

平成 25 年 8 月 27 日
省エネルギー対策課

工場等判断基準ワーキンググループの審議事項について（案）

1. 開催の背景・趣旨

- ・ 従来、我が国のエネルギー政策にとって重要な事項は、化石燃料の使用量を全体としてどう減らすかということであり、省エネルギーによりその実現を目指すことは、オイルショック以来の流れの中で大きな意義があった。
- ・ 他方、東日本大震災以降のエネルギー需給の問題に鑑みると、従来からの省エネルギーだけでなく、これまでのエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）の体系に含まれていなかった電気の需要の平準化（以下「電気需要平準化」という。）への対応も非常に重要な政策課題となってきた。
- ・ このような背景から、平成 24 年 2 月に総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会において省エネ法の改正の方向性について中間取りまとめがなされ、これを受けて、工場・事業場及び運輸部門において電気需要平準化に資する対策に円滑に取り組めるようにすること等を新たに追加した、「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案」が第 183 回通常国会において可決・成立し、5 月 31 日に公布されたところである。
- ・ 改正後の省エネ法（以下「改正省エネ法」という。）の施行に当たり、電気需要平準化に係る具体的な制度設計を行うため、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会の下に工場等判断基準ワーキンググループを設置し、議論を行うこととする。

2. 審議事項

- ・ 改正省エネ法に基づき我が国全体の電気需要平準化を図るため、以下の事項の具体的な策定に向け、審議を行う。
 - (1) 電気需要平準化時間帯の設定
 - ・ 改正省エネ法第 5 条第 2 項において、経済産業大臣は、電気の需給の状況に照らし電気需要平準化を推進する必要があると認められる時間帯として「電気需要平準化時間帯」を指定することとなっている。
 - ・ このため、具体的な電気需要平準化時間帯の設定について審議する。

- (2) 電気需要平準化に関し事業者が取り組むべき措置に関する指針の策定
- ・ 改正省エネ法第5条第2項において、経済産業大臣は、電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため事業者が取り組むべき措置に関する指針（以下「指針」という。）を定めることとなっている。
 - ・ このため、具体的な指針の内容について審議する。
- (3) 判断基準の見直し
- ・ 改正省エネ法第5条第3項において、同法第5条第1項に基づき定めている工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（以下「判断基準」という。）は、新たに電気の需給を取り巻く環境についても勘案して定めることとなっている。
 - ・ このため、判断基準の見直しについて審議する。
 - ・ なお、従前の判断基準では、エネルギーの使用に係る原単位（以下「エネルギー消費原単位」という。）を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標の一つとしていることを踏まえ、電気の需給を取り巻く環境を勘案した目標のあり方についても審議する。
- (4) 定期報告書様式の変更
- ・ 上記（1）～（3）の内容を踏まえ、改正省エネ法に基づいて事業者が行った電気需要平準化の取組を具体的に評価するための、定期報告書の様式の変更について審議する。
- (5) 荷主に係る電気需要平準化に関する措置
- ・ 上記（1）～（3）の内容を踏まえ、電気需要平準化に資する措置として荷主が取り組むべき措置に関する指針の策定及び貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断基準の改正について審議する。